

(仮称)三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議
第3回 グループワークの記録

平成20年9月26日(金)午前9時00分～12時15分

出席者 並木総務課長 田中企画調整課長 前田財務課長 加藤市民生活部参事
柿沼福祉課長 田中建設部副部長 大久保都市計画課長 相澤会計課長
白石水道部参事 中村消防本部参事 黒川農業委員会事務局長
小澤監査委員事務局次長 大野収税課長 金子議事課長
事務局 岡田企画調整課副参事 須賀企画調整係長

I. 事務局からの問題提起

1. 市民等の権利のうち、(包括的な権利)及び(法令に定める権利)について

【論点】

- ・ 日本国憲法や地方自治法に定められる市民の権利をあらためて規定すべきかどうか。

【前文や基本理念に盛り込むべき】

- ・ 「人権の尊重」などの内容は、前文や基本理念に盛り込まれるべき内容である。市民の権利にはあえて必要ないのではないか。
- ・ ただし、基本理念では、情報を知る権利や環境権、景観権、交通権など、上位法に規定されていない新しい権利についても何らかの整理ができるとよい。

2. 参加の対象について

【論点】

- ・ 自治基本条例に、参加の対象を具体的に盛り込む必要があるかどうか。

【最低限の内容は規定すべき】

- ・ 個々の手続条例の上位法として、最低限の内容であり、規定すべきである。
- ・ 「参加と協働」を自治基本条例でルール化するのであれば、参加の段階と参加の範囲を明らかにする必要がある。

【あいまいな表現の妥当性について】

- ・ 「対象外」の項目の判断基準があいまいではないか。
- ・ 参加の対象の判断基準は、パブリックコメント対象の判断基準もいまだ明確ではなく、実践を通して議論を積み重ねていくこととしているはずであり、ここでもそのように考え、あいまいな表現でも仕方ない。

3. 住民投票について

【論点】

- ・ 住民自治のシンボルとして規定を置くべきとの意見がある一方で、三郷市では住民投票が必要な案件が想定できない、結果の拘束力がない、議会軽視ではないか、市民間での議論が不足している、などの理由から規定を拙速に置くべきでない、という意見もある。

【住民投票の規定が必要である】

- ・ 住民投票は、執行機関が議会とは独立した組織として行う、最大の公聴制度である。

議会とのバッティングは問題ないと考える。

【詳細はここでは定めない】

- ・ 住民投票規定は置くべきだと考えるが、具体的に規定しすぎると個別の案件が縛られることになるので、必要最低限の内容にしておきたい。
- ・ 別条例に委任する内容は、特に例示しなくてもいいのではないか。
- ・ 「市政に関わる重要事項」について、「市民の生命、財産に関わる」など、内容の追加をしたらどうか。

【市民からの発議について】

- ・ 住民からの発議の場合の手続は特に明記しなくてもいいのか？
- ・ 住民投票の実施主体は、市長なのか、市議会も実施主体になりえるのか？
- ・ 住民投票は、市民の権利として規定されるのではなく、市が取りうる手段として規定されている。住民自治のシンボルであるならば、市民が自ら活用できるようなものであるべきではないか。
- ・ しかし、議会制民主主義であることには変わりなく、議会の議決を経て条例を制定してはじめて住民投票を実施できることでいいと思う。
- ・ 市長が住民投票を議会に提案しても、議会がそれだけの経費をかけて実施すべき案件ではないと判断することも可能。その際は市長が市民アンケートなどの手法をとって市民意見を把握すればいいことだ。

【結果の尊重規定が必要】

- ・ 他自治体の事例を見ると、投票結果の尊重について触れられている。個々の案件によって結果の扱いは異なるかもしれないが、制度全体の重要な理念であるので規定すべき。

Ⅱ. 全体を通しての検討

4. 前文

【骨子原案に前文も含めるべき】

- ・ 「人権の尊重」など重要な内容については前文でも触れられるべきである。前文にも市民からの意見をもらうためには、前文も含めて骨子案を示してパブリックコメントを行うべきではないか。

【前文に盛り込むべきキーワード】

- ・ 三郷市の歴史、文化、風土など。三郷市の地理的条件からの顕在的なまちの魅力、潜在的なまちの可能性といった内容を取り入れるべき。
- ・ 市民憲章のエッセンス。
- ・ 「人を大切に」という理念。人権の尊重と多文化共生。
- ・ 市民自治と団体自治。
- ・ 市民、議会、行政がみんなでまちづくりを行う、ということ。

5. 条例の目的

【条例の最終的な目的について】

- ・ 「地方自治の確立」とは手段であり、それによってまちをどうしたいのかまで盛り込みたい。
- ・ 資料にある「地域福祉の向上」とは、ソフト面に重点を置いているように感じる。ハード面も重要。
- ・ 地域福祉計画にも「地域福祉」の定義がされており、自助、共助、公助の考え方を述

べている。

- ・ 他事例をみると「・・・な地域社会の実現」という表現が多く、こちらのほうが分かりやすい。
- ・ 安心、いきいきとした、元気な、などのキーワードと、そのような「地域社会の実現」としたらどうか。

6. 用語の定義

(1) 市民と市民等

【市民を広く捉えるべき】

- ・ 市民は、個人に限らず法人、団体も含めて考えるべき。
- ・ 市民と市民等を分けなくてよいのでは。個別条例で使い分ければよい。

【市民と市民等の使い分けが必要】

- ・ 個々の条文を考えると、「市民」は個人に限定すべき。ただ、「市民等」には法人、団体も含め、使い分けが必要である。
- ・ 日本国憲法でも「国民」には法人は含まれない。「市民」は住民である個人に限定すべき。

(2) 参加、協働

【市の関わらない参加もある】

- ・ 「参加」を「市政への参加」に限定すべきではない。「参加と協働のまちづくり推進指針」は、市政への参加について記載しているが、自治基本条例ではそれよりも広く自治を捉えて考えたい。まちづくりへの参加など。

【市民同士の協働もある】

- ・ 協働については、市民や民間の団体同士の協働も含めて考え、表現を修正する。

【行政の行うことについて規定するのが条例である】

- ・ 行政の行うことに関して規定するのがそもそも条例である。
- ・ 市民同士の自由な活動に対して行政が干渉すべきではない。
- ・ 自治の範囲を拡大すると広くなりすぎる。市政に市民が関わることの担保として自治基本条例を捉えるべき。

7. 自治の基本理念

- ・ 人権の尊重など、市民の包括的な権利を盛り込むことを検討する。
- ・ 国、県との対等な関係についても触れるべき。
- ・ まちづくり活動の担い手は「市民」だけではなく「市民等」である。

8. 市民等の責務

【市政に関する負担について】

- ・ 「市政に要する費用」ではなく、「公共公益サービスへの負担」と広く捉えられる表現に変えられないか。

【事業者の責任について】

- ・ 「責務」と「責任」の違いはなにか。

9. 市民等の権利

【情報を知る権利の権利者】

- ・ 情報を知る権利の権利者は「何人も」とすることは妥当だと言えるが、市の情報公開条例では「市民」としており、整合を図ることが必要だ。

10. 市政への参加

- ・ 「市政への参加の保障」の2項目については、見出しタイトルと内容が合致していない。
- ・ 「市政への参加の保障」は市長等や執行機関の責務、あるいは基本理念にも盛り込んでどうか。

11. 市長及び執行機関の責務、行財政運営

【説明責任についても規定すべき】

- ・ 行財政運営の中に、説明責任の規定がないので、市長の責務か行財政運営の中で見出しを設けて規定すべき。

【自治体経営という表現を使う】

- ・ 「行財政運営」ではなく「自治体経営」と表現したい。財政破綻する可能性のある組織を上手くやりくりしていく、という意味合いを込めたい。

【行政改革についても規定すべき】

- ・ 行政改革についても一項目盛り込みたい。

【オンブズマン制度は触れない】

- ・ オンブズマンの設置の是非については意見が分かれたところであり、盛り込むべきかどうか疑問。
- ・ 「必要があると認める場合」とはどのような場合なのか、あいまいである。
- ・ 他自治体でも上手く機能していないようなので、盛り込むべきではない。

12. 情報の共有

【情報の発信】

- ・ 「適切な情報提供」とはどの程度のことを指すのか。より積極的な「情報発信」という意味合いを込めたい。積極的な情報発信は市民の関心を引き出すためにも重要である。

13. コミュニティ

【コミュニティとは形成するものか、属するものか】

- ・ 「コミュニティを形成することができる」という表現に違和感がある。それよりは「属している」という意識のほうが正しいのではないか。
- ・ 他条例ではコミュニティについて触れていないので、慎重に取り扱うべき。

【コミュニティ同士の連携】

- ・ 市の支援内容としてだけでなく、コミュニティ同士の自発的な連携の必要性、重要性について触れるべき。

14. 条例の見直し

【見直し時期の明記について】

- ・ 見直し時期を明記する必要がないか、検討が必要。
- ・ 見直しを市民へのPR機会と捉えることもできる。

15. 条例の重さ、軽さの考え方

【具体的に規定すべき】

- ・ 市民が「予算の提案」をできるようにしたいと考えるが、それはこの条文から読み取れるか。分かりやすくするために、具体的に記述したい。

- ・ また、別条例等に委任する場合は、その骨子案も含めて自治基本条例とあわせて提案すべき。

【基本的な事項のみ規定すべき】

- ・ 条例の目的には「自治の基本的な事項を定める」とあり、そうであるならば、具体的な規定は重視すべきでない。
- ・ 自治基本条例ではなく個別条例で担保すべき。

16. 条例の扱う範囲

【多様な主体による活動全体を自治と捉える】

- ・ 日本国憲法に法人や団体の規定がないからこそ、自治基本条例で自治の主体として位置づけ、多様な主体によるまちづくりを促進することが必要なのではないか。
- ・ まちづくりや市政運営は、市のみではできない。多様な担い手による様々な活動全体を自治と位置づけるべき。

【行政に関することのみ条例で規定できる】

- ・ 市が条例制定できる範囲を限定して整理すべきだ。市民の活動に条例で干渉できない。

17. 用語、文章表現などについて

- ・ 市長等、執行機関、市長等執行機関、市など、使い分けを整理すべき。
- ・ 行政運営、行財政運営、市政運営の整理が必要。
- ・ 意思決定、意志決定の整理が必要。
- ・ 平易な文章で表現し、市民に分かりやすい条例であるべき。
- ・ 具体的に記述することで分かりやすくなる。
- ・ 市民の権利について、市民が自ら何が出来るのかわかりやすい文章表現であるべき。

以上